

破産手続開始通知書

事件番号 令和2年(フ)第2495号(令和2年4月10日申立)
本店所在地 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング36F
破産者 株式会社MJG
代表者代表取締役 木崎 優太

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 令和2年4月10日午後5時
(2) 破産管財人 弁護士 三村 藤明
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
TEL 03-6864-3011 FAX 03-6775-2022
e-mail MJG-info@amt-law.com

管財人へのお問い合わせは、e-Mail, FAX, または郵便でお願いします。

電話でのお問い合わせはお控えください。

- (3) 財産状況報告集会の日時及び場所 **※集会への出席は任意です。**

令和2年10月7日午前10時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- (4) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあると認め、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないとしました(破産法31条2項)。破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。
なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

3 前記2の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。

4 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせについての照会は申立代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 高橋 修平 電話 03-6903-3210

東京地方裁判所民事第20部合議B係 裁判所書記官 國 吉 泰